

〇とかち大平原交流センター条例

（趣旨）

第1条 この条例は、とかち大平原交流センター（以下「交流センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第2条 本市に交流センターを設置し、その名称、位置及び附属施設は、次のとおりとする。

名称	位置	附属施設
とかち大平原交流センター	帯広市川西町基線61番地10、13	体験圃場 多目的広場 伝統家屋 農機具歴史館（新館・旧館）

（設置の目的）

第3条 交流センターは、帯広市、芽室町及び中札内村の農村資源からなるとかち大平原田園空間博物館の総合案内施設として農業及び農村の理解を促進し、もって都市と農村の交流を図るとともに、地域活動の用に供することを目的とする。

（開館時間）

第4条 交流センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めたとき又は第13条に規定する指定管理者が必要と認めた場合であってあらかじめ市長の承認を受けたときは、これを臨時に変更することができる。

（休館日）

第5条 交流センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたとき又は第13条に規定する指定管理者が必要と認めた場合であってあらかじめ市長の承認を受けたときは、これを臨時に変更することができる。

（1） 毎週月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は、その翌日）

（2） 年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）

（使用許可）

第6条 交流センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長に使用の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可を与える場合において、交流センターの管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

（使用の不許可）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交流センターの使用を許可しない。

（1） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

（2） 交流センター及びその備付物品をき損又は滅失するおそれがあるとき。

（3） その他交流センターの管理運営上適当と認め難いとき。

（使用料等）

第8条 第6条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料及び暖房料（以下「使用料等」という。）を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、使用後に納付することができる。

2 前項の使用料は、市長が特に必要があると認めたときは、減免することができる。

3 既納の使用料等は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用許可の取消等）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害を及ぼす

ことがあっても、市は、賠償の責めを負わない。

- (1) 使用許可の条件に違反したとき。
- (2) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (3) 公益上又は交流センターの管理運営上やむを得ない理由が生じたとき。
- (4) 第7条各号の規定に該当するに至ったとき。

(特別施設の設置等)

第10条 使用者は、交流センターの使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復)

第11条 使用者は、その使用を終わったとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償)

第12条 使用者は、その使用により建物又は附属施設若しくは備付物品をき損し、又は滅失したときは、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額又は免除することができる。

(管理の代行)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に交流センターの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第14条 前条の規定により指定管理者に交流センターの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 施設の維持管理業務
 - (2) 施設の使用許可等に関する業務
 - (3) 農村地域資源の活用及び理解促進業務
 - (4) その他前3号を遂行するために必要な業務
- 2 前項の規定により指定管理者に交流センターの管理を行わせる場合における第6条、第7条、第9条及び第10条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金)

第15条 第13条の規定により指定管理者に交流センターの管理を行わせるときは、当該指定管理者に交流センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させるものとする。この場合において、第8条第1項の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

- 2 利用料金の額は、第8条第1項の規定による使用料等の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。
- 3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
- 4 指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減免することができる。
- 5 指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(委任規定)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の第13条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、こ

の条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成20年3月7日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月25日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年9月22日条例第18号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の各手数料の規定又は各公の施設の使用料の規定は、平成24年4月1日（以下「適用日」という。）以後に行われる申請その他の行為に係る手数料又は適用日以後の使用に係る使用料について適用し、適用日前に行われる申請その他の行為に係る手数料又は適用日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この条例による改正後の各公の施設の使用料の規定のうち、回数券その他の前払いにより券を購入するもの（以下「回数券等」という。）に係るものについては、適用日以後に購入する回数券等に係る使用料について適用し、適用日前に購入する回数券等に係る使用料については、なお従前の例による。

4 第2項及びこの条例による改正後の各公の施設の使用料の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に許可を受けた適用日以後の公の施設の使用に係る使用料については、この条例による改正後の使用料の額とこの条例による改正前の使用料の額とを比較して少額のものとするを基本に、当該各公の施設の設置者が別に定める。

附 則（平成28年9月30日条例第36号）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後のとかち大平原交流センター条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この条例の施行前に市長が行った使用許可その他の処分又は市長に対して行われた申請その他の行為は、この条例の施行の日以後においては、指定管理者が行った使用許可その他の処分又は指定管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。

別表（第8条関係）

区分		使用料	暖房料
研修室 1	1 時間につき	60円	80円
	全日	700円	950円
研修室 2	1 時間につき	60円	80円
	全日	700円	950円
多目的交流室 1	1 時間につき	60円	80円
	全日	700円	950円
多目的交流室 2	1 時間につき	60円	80円
	全日	700円	950円
調理実習室	1 時間につき	60円	60円
	全日	700円	700円

備考

- 1 暖房の通気期間は、10月20日から翌年4月30日までとする。ただし、期間外であっても実状に応じ必要があるときは、通気することができる。
- 2 前項ただし書の規定により、期間外に通気した場合の暖房料は、期間内の当該暖房料の100分の60の額（10円未満の端数は、切り捨てるものとする。）とする。
- 3 全日の使用料及び暖房料は、午前9時から午後10時まで連続して使用する場合に適用する。